



目 次	ページ
規 則	
◎高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示 (治山林道課)	1
○基本測量の終了の通知 (2件) (用地対策課)	3
○公共測量の実施の通知 (3件) (")	3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
○都市計画の変更 (都市計画課)	4
○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定の一部変更 (建築指導課)	4
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	
	(5・14揭示) 4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	4
○政治団体の届出事項の異動の届出	5
○政治団体の解散の届出	5
落札公告	
○落札者等の公告 (3件) (デジタル政策課)	5

規 則

高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第53号

高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「第8条第1項」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第385号

令和7年3月高知県告示第221号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高岡郡佐川町本郷耕2216番地
イ 氏名
片岡 涉
 - 登記簿記載の住所
高知市一宮2854番地
イ 氏名
尾崎 敏彦
 - 登記簿記載の住所
吾川郡大崎村寺村239番地
イ 氏名
片岡 武義
 - 登記簿記載の住所
京都市下京区西七条東御前田町50番地 パーチカル中堂寺10号
イ 氏名
片岡 智準
 - 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村川井46番地
イ 氏名
新土居 貞好
 - 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村大崎46番地
イ 氏名
新土居 貞好
 - 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村峯岩戸29番地
イ 氏名
尾崎 宗太郎

- 登記簿記載の住所
高知市神田1469番地129
イ 氏名
戸梶 安修
- 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村峯岩戸323番地
イ 氏名
井上 七起
- 登記簿記載の住所
高岡郡越知町横畠中1875番地
イ 氏名
井上 勝雄
- 登記簿記載の住所
吾川郡大崎村峯岩戸282番地
イ 氏名
井上 福德
- 登記簿記載の住所
兵庫県姫路市西今宿二丁目6番1号
イ 氏名
尾崎 美子
- 登記簿記載の住所
神奈川県横浜市旭区上白根町795番地
イ 氏名
尾崎 邦英
- 登記簿記載の住所
高岡郡佐川町西組678番地
イ 氏名
山崎 忠統
- 登記簿記載の住所
吾川郡仁淀川町寺村1862番地
イ 氏名
尾崎 正利
- 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村峯岩戸324番地
イ 氏名
尾崎 性一
- 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村峯岩戸54番地
イ 氏名
尾崎 竹正
- 登記簿記載の住所
吾川郡大崎村大崎116番屋敷
イ 氏名
片岡 利秀
- 登記簿記載の住所

<p>吾川郡吾川村峯岩戸324番屋敷</p> <p>イ 氏名 尾崎 友市</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎180番屋敷</p> <p>イ 氏名 片岡 孝美</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1325番地</p> <p>イ 氏名 片岡 真寿猪</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 高知市高埴12番地 6</p> <p>イ 氏名 大原 良介</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸63番地</p> <p>イ 氏名 大原 孝夫</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎178番屋敷</p> <p>イ 氏名 片岡 荒次</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 香川県高松市出作町491番地 6</p> <p>イ 氏名 片岡 一浩</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸110番地</p> <p>イ 氏名 片岡 隆親</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸324番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 茂光</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸110番地</p> <p>イ 氏名 片岡 宅</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸269番地</p> <p>イ 氏名 井上 忠雄</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸269番地</p>	<p>イ 氏名 井上 繁弥</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知</p> <p>イ 氏名 三浦 良吉</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1287番地</p> <p>イ 氏名 片岡 亀太郎</p> <p>(33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村岩戸243番地</p> <p>イ 氏名 井上 幸清</p> <p>(34)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸243番地</p> <p>イ 氏名 井上 幸清</p> <p>(35)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎184番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 新太郎</p> <p>(36)ア 登記簿記載の住所 高知市神田959番地 8</p> <p>イ 氏名 井上 幸三</p> <p>(37)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸506番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 保義</p> <p>(38)ア 登記簿記載の住所 大阪府堺市宿屋町東三丁 3 番21号</p> <p>イ 氏名 馬場 登世</p> <p>(39)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市稲葉荘一丁目 3 番28号</p> <p>イ 氏名 大原 宗幸</p> <p>(40)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸282番地</p> <p>イ 氏名 井上 進</p> <p>(41)ア 登記簿記載の住所 高知市西奏泉寺104番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>片岡 武典</p> <p>(42)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町永野1705番地</p> <p>イ 氏名 和田 楠一</p> <p>(43)ア 登記簿記載の住所 京都市下京区西七条東御前田町50</p> <p>イ 氏名 片岡 智準</p> <p>(44)ア 登記簿記載の住所 高知市春野町弘岡下20番地 2</p> <p>イ 氏名 笠原 博文</p> <p>(45)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸503番地</p> <p>イ 氏名 大川 増恵</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 京都市下京区西七条東八反町31・32合番地</p> <p>イ 氏名 片岡 智準</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎51番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 勝衛</p> <p>(48)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村日浦685番地</p> <p>イ 氏名 井上 源太郎</p> <p>(49)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎180番屋敷</p> <p>イ 氏名 片岡 庄次郎</p> <p>(50)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1470番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 清秀</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町大板字タランバ2704、字ユマキガ畝2705、 字横指場2703、字乙女ガ畝2692の1、2692の2、字黒森日出 ヶ峠2715の1、2715の3、2715の5、2716の1、2716の3、 2716の5、2717の1、2717の3、2717の5、2718の1、2718 の3、2718の5、2719の1、2719の2、2719の3から2719の 5まで、2720の1から2720の3まで、字山犬ヶ佐古2694、</p>
---	--	--

2696から2699まで、字獅々ケ佐古2708、字鹿ケ森2712、字熟々谷2640の1、2640の2、2641の1、2641の2、2642の1、2642の2、2643の1、2643の2、2644から2646まで、2647の3、2648の3、2649の3、2650の3、2651の3、2652の1、2653の1、2655の1、2656の1、2657の1、2658の1、2659の1、2660の1、2660の3、字出向ヒ場2700、字出合場2635の1から2635の4まで、2636の1から2637の4まで、字待合2672、2675、2676、2678から2684まで、2686、2687、2689、字天狗ヶ畝2690の1から2690の3まで、字天狗ヶ休場2691、字無毛ヶ畝2661の1、2661の2、2663の1、2663の2、2665の1、2665の2、2666の1、2666の2、2667から2669まで、字目掛佐古2693、字揚ヶ場2639の1から2639の7まで、2639の10から2639の15まで、字立リ巻2638の1、2638の3から2638の7まで、2638の10から2638の14まで、2638の16、峯岩戸字イラズ大道ノ上1535の1、1535の3、1535の4、1536の1、1536の3、1536の4、1538の1、1538の3、1538の4、1539の1、1539の3、1539の4、1540の1、1540の3、1540の4、1543の1、1543の3、1543の4、1544の1、1544の3、1544の4、1545の1、1545の3、1546の1、1546の3、1546の4、字カゲ1638の1、1638の3、1638の4、字コトコ3917の1から3917の5まで、3917の10、3917の11、字コトコノモリ3900の1、3900の2、3901の1、3901の2、3904の1、3904の2、3905の1、3905の2、3906から3911まで、字コトコ谷ノ南1493から1498まで、1500、1501、1503、1505から1512まで、字スガ峠3923の1から3923の3まで、字セイモト1795から1798まで、1799の1、1799の2、1800の1、1800の2、1801の1、1801の2、1802、1803、1804の1、1804の2、1805から1808まで、1809の1、1809の2、1810、字ヌタ3913の1から3913の6まで、3913の8、3913の9、3913の11から3913の29まで、字ハメ石1651の1、1651の3、1651の5、1652の1、1652の3、1652の5、1653の1、1653の3、1653の5、1654の1、1654の3、1654の5、1655の1、1655の3、1655の5、1656の1、1656の3、1656の5、1657の1、1657の3、1657の5、1657の7、1658の1、1658の3、1658の5、1658の7、1659の1、1659の3、1659の5、1659の7、1660の1、1660の3、1660の5、1660の7、1661の1、1661の3、1661の5、1661の7、1664の1、1664の3、1664の5、1664の7、1665の1、1665の3、1665の6、1668の1、1668の4、1669の1、1669の4、1670の1、1670の4、1671の1、1671の4、1672の1、1672の4、1673の1、1673の3、1673の7、1674の1、1674の3、1674の5、1675の1、1675の3、1675の5、1676の1、1676の3、1676の5、1677の1、1677の3、1677の5、字モミギ畝1439の1、1439の3、1439の4、1440の1、1440の3、1440の4、1441の1、1441の3、1441の5、

1442の1、1442の3、1442の5、1443の1、1443の3、1443の5、1443の6、1444の1、1444の3、1444の5、1444の6、1445の1、1445の3、1445の5、1445の6、1448の1、1448の3、1448の5、1448の6、1449の1、1449の3、1449の5、1449の6、1450の1、1450の3、1450の5、1450の6、字ヲコリ岩道ノ上1525の1、1525の3、1525の4、1526の1、1526の3、1526の4、1527の1、1527の3、1527の4、1528の1、1528の3、1528の4、1529の1、1529の3、1529の4、1530の1、1530の3、1530の4、1532の1、1532の3から1532の5まで、字安明寺3916の1から3916の50まで、字安明寺ダバ3920の1から3920の27まで、字井ラズノ上1547の1、1547の3、1547の4、1548の1、1548の3、1548の5、1549の1、1549の3、1549の5、1551の1、1551の3、1551の5、字下タクボ1566の1から1566の3まで、字笠松1513の1、1513の3、1513の5、1514の1、1514の3、1514の5、1515の1、1515の3、1515の5、1516の1、1516の3、1516の5、1517の1、1517の3、1517の5、1518の1、1518の3、1518の5、1519の1、1519の3、1519の5、1520の1、1520の3、1520の5、1521の1、1521の3、1521の5、1522の1、1522の3、1522の5、1523の1、1523の3、1524の1、字呼石1580の1から1580の3まで、字黒森瀧ノ下タ1712の1、1712の3、1712の5、1713の1、1713の3、1713の5、1715の1、1715の3、1716の1、1716の3、1717の1、1717の3、1718の1から1718の3まで、字黒森龍ノ下タ1720、1721の1、1721の2、1722から1728まで、1731、1732、1735から1737まで、字山ベリノ北大道ノ上1461の1、1461の2、1461の4、1461の6、1467の1、1467の3、1468の1、1468の3、1469の1、1469の3、1470の1、1470の3、1472の1、1473から1482まで、1485から1487まで、1488の1、1488の2、1489の1、1489の2、1490の1、1490の2、1491の1、1491の2、1492、字山ベリ畝1451の1から1451の4まで、1452の1、1452の2、1455の1、1455の2、1456の1、1456の2、1458の1、1458の2、字上久保1626、字大タヲ1595の1、1595の2、1598の1、1598の2、1599の1、1599の2、1602の1、1602の2、1603の1から1603の3まで、1611の1から1611の3まで、1612の1から1612の3まで、1614の1から1614の3まで、1615の1から1615の3まで、1625、字大豆地3914の1から3914の6まで、3914の8から3914の13まで、3914の15、3914の17から3914の20まで、字茶ウス石3915の1、3915の2、3915の4、3915の5、3915の7、3915の9から3915の14まで、3915の16から3915の27まで、字茶エン堂1740の1、1740の3、1743、1745から1748まで、1749の1、1750の1、1750の3、1751の1、1751の3、1751の4、1752の1、1752の2、1753の2、1754から1756まで、1757の1から1757の3まで、1758から1760ま

で、字茶園堂ノ東1761、1764、1766、1767の1、1767の2、1770の1、1770の2、1772の1、1772の3、1774の1、1775から1777まで、1779、1780、1781の1、1782の1、1782の3、1783の1、1783の3、1783の4、1784の1、1784の3、1784の4、1785の1、1785の3、1785の4、1786の1、1787、1789、1790、1794、字豆腐石1691から1709まで、1711、字立道ノ西1552から1557まで、1558の1、1559の1、1559の3、1560の1、1560の3、1561、1562の1、1562の3、1563の1、1563の3、1564の1、1564の3

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第386号

国土交通省国土地理院長から令和6年3月高知県告示第127号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和7年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第387号

国土交通省国土地理院長から令和6年3月高知県告示第235号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和7年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第388号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年5月7日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

2 作業期間

令和7年5月12日から令和8年3月14日まで

3 作業地域

須崎市下郷

高知県告示第389号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年5月7日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規

定により告示する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和7年5月12日から令和8年3月14日まで
- 3 作業地域
高岡郡津野町貝ノ川床鍋

高知県告示第390号

室戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年5月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（デジタル数値撮影、同時調整計算、写真地図作成）
- 2 作業期間
令和7年5月8日から令和8年2月28日まで
- 3 作業地域
室戸市並びに安芸郡東洋町、奈半利町、田野町及び安田町の全域（合同撮影）

高知県告示第391号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

いの町古江下

（1）座標の位置

座標番号	緯度	経度
1	北緯33度39分51秒0991	東経133度23分40秒3566
2	北緯33度39分54秒9086	東経133度23分43秒1033
3	北緯33度39分53秒2770	東経133度23分50秒9157
4	北緯33度39分51秒8989	東経133度23分51秒1167
5	北緯33度39分52秒0893	東経133度23分48秒3236

6	北緯33度39分51秒7082	東経133度23分45秒1432
7	北緯33度39分49秒6332	東経133度23分41秒9935

（2）区域

座標1から5までを順次に直線で結んだ線、座標5と6を農道下古江下支線に沿って結んだ線、座標6と7を直線で結んだ線及び座標7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、昭和52年2月国土交通省告示第115号で指定した清水谷川砂防指定地区、農道下古江下線の道路区域及び農道下古江下支線の道路区域を除く。

高知県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡仁淀川町田村字ヲカダニ650番11から	前	12.0	123
		22.6	
吾川郡仁淀川町田村字ヲカダニ281番2まで	後	12.0	123
		46.0	

高知県告示第393号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画下水道（浦戸湾東部流域下水道）
- 2 都市計画を変更する土地の区域

変更（廃止）する部分

高知市高須字佐右衛門塩田南ノ丸の一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課並びに高知市都市建設部都市計画課、南国市都市整備課及び香美市建設課

高知県告示第394号

平成22年4月高知県告示第250号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定）により指定した制限を定める区域及び数値については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第8号及び第53条第1項第6号の規定により都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における容積率及び建蔽率について次のとおり変更し、令和7年5月27日から施行する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 変更に係る区域
幡東都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域
- 2 変更に係る区域の区分及び制限の数値
高知県土木部建築指導課及び黒潮町役場に備え置いて一般の縦覧に供する図書による。

公 告

令和7年5月9日付けをもって精華園職員労働組合執行委員長森木純大から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

令和7年5月14日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

- 1 事件
賃上げ要求について
- 2 日時
令和7年6月1日午前零時以降
- 3 場所
海辺の杜ホスピタル
- 4 争議行為の概要
全職場におけるストライキの実施

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年5月27日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
田上まさや後援会	山岡 勉	山岡 三寿	吾川郡いの町枝川646番地6	令7・4・1
高橋あこ後援会	高橋 亜香	高橋 亜香	高岡郡津野町姫野々564-3	令7・4・23
片岡のぶひろ後援会	片岡 信博	石本 和則	吾川郡仁淀川町寺村1664番地	令7・4・25

高知県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年5月27日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県土地改良支部（池田 洋光）	異動なし	釣井 利勝	異動なし	令7・4・1
新			豊永 竜二		
旧	自由民主党大豊町支部（下村 芳章）	異動なし	藤丸 高德	異動なし	令7・4・7
新			三谷 よし恵		
旧	参政党高知第1支部	異動なし	山本 康博	異動なし	令7・4

新	(山形 大介)	安岡 久和			・30
---	---------	-------	--	--	-----

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	高知県土地改良政治連盟（池田 洋光）	異動なし	釣井 利勝	高知市鏡的淵1-5	令7・4・1
新			豊永 竜二	南国市緑ヶ丘二丁目1620	
旧	日本業業政治連盟高知県支部（竹内 英人）	中澤 光二郎	高橋 正興	南国市伊達野501	令7・4・1
新			竹内 英人	藤田 秀修	高知市高須一丁目15-5
旧	上村誠後援会（手嶋 咲子）	井津 信廣	異動なし	異動なし	令6・7・14
新					
旧	岡田順一後援会（小松 重富）	異動なし	異動なし	幡多郡大月町弘見2179-1	令7・4・4
新				幡多郡大月町銚土109	
旧	井上じゅんじ後援会（井上 順二）	小田切 雄士	異動なし	異動なし	令7・4・7
新					

旧	山本有二後援会（前田 真二郎）	松尾 政顯	異動なし	異動なし	令7・4・10
新		前田 真二郎			
旧	小谷翔太後援会（小谷 翔太）	布 一幸	異動なし	宿毛市宿毛1026-3	令7・1・1
新		小谷 翔太		宿毛市自由ヶ丘12-5	

高知県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和7年5月27日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
かつとうみき後援会	甲藤 恭子	令6・12・31
香南市民の声を県政へ届ける会	畠中 義雄	令7・4・8
100才まで元気の家	澤田 幸子	令7・3・31
島崎やすおみ後援会	安岡 哲雄	令7・4・10
佐藤のぶあき梶原町後援会	吉田 尚人	令7・4・11
山本有二後援会	前田 真二郎	令7・4・18
比与森光俊後援会	比与森 光俊	令7・3・31

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及

び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
126,852,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度給与システム運用保守委託業務外7業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
115,236,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
一般業務用ノート型パソコン 1,650台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 落札者を決定した日
令和7年4月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 2,962,850円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和7年2月21日